

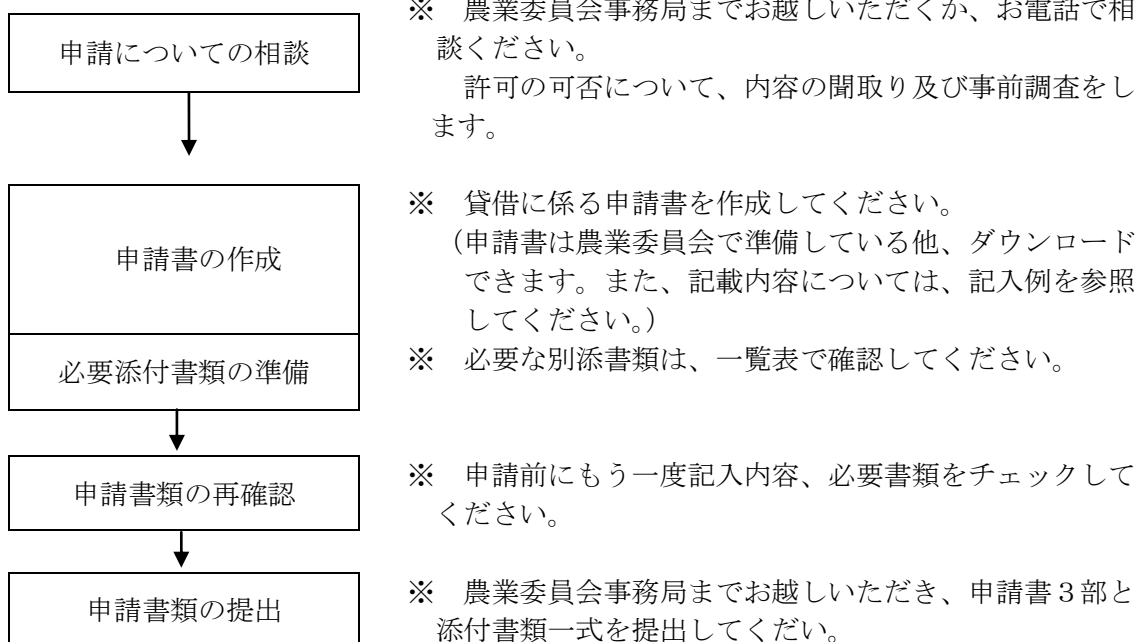
一般法人による農地法第3条の申請から許可まで

農業委員会では、一般法人による農地貸借による相談に対し、必要に応じて手続きなどについて詳しく説明いたします。

また、申請の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日以内と定め、適切な許可事務を行っています。

相談から許可申請・許可書交付までの流れは次のとおりです。

1 申請者の方の流れ



2 農業委員会での流れ

申請書の受付から許可書交付までの事務の標準処理期間は30日以内です。

